

内 容

1. 国の環境政策の動向.....	2
1. 廃棄物対策:環境保護部が「原料として利用可能な輸入制限類の固形廃棄物の環境保全管理規定」を公表.....	2
2. 産業基準:工業・情報化部が「鉄鋼構造水性防腐塗料」など 691 件産業基準を許可.....	2
3. 汚染排出事業者管理:環境保護部が「重点汚染排出事業者名簿管理規定(試行)に関する通達」を公表.....	2
4. 水資源:国家発展改革委員会、国家海洋局が「海島海水淡水化工事実施プログラムに関する通達」を公表.....	2
5. 産業グリーン開発:国家発展改革委員会、工業・情報化部が「石油化学産業のグリーン発展促進に関する指導意見」を公表.....	3
6. 大気汚染対策:環境保護部が「京津冀及び周辺地方の 2+26 都市における 2017 年冬季熱供給保障作業に向けた専門査察に関する通達」を公表.....	3
7. 温暖化対策:国家発展改革委員会が「2016、2017 年度炭素排出報告と審査及び排出モニタリング計画の作成作業に関する通達」を公表.....	3
8. クリーン熱供給:国家発展改革委員会など 10 部門が「北方地域における冬季クリーン熱供給計画(2017-2021)に関する通達」を公表.....	4
9. 炭素排出取引市場:国家発展改革委員会が「全国炭素排出取引市場建設プログラム(発電産業)」を公表.....	4
10. 化学物質規制:環境保護部が「中国厳格制限有毒化学品の名簿(2018 年)に関する公告」を公表.....	4
11. 汚染排出量計算:環境保護部が「汚染物質排出量計算に関わる汚染排出係数と物量換算算定方法に関する公告」を公表.....	4
12. 新エネルギー自動車:財政部などが「新エネルギー自動車の車両購入税免除に関する公告」を公表.....	5
13. 土壌汚染防止対策:科学技術部などの部門が「土壌汚染防止先進技術設備目次に関する公告」を公表.....	5
2. 地方の環境政策の動向.....	5
1. 環境税:四川省人大常委員会が「四川省大気汚染物質と水汚染物質環境保護税適用税額に関する決定」を通過.....	5
2. 環境税:上海市人大常委員会が「上海市大気汚染物質と水汚染物質環境保護税適用税額に関するプログラム」を通過.....	5
3. 化学物質対策:河北省政府が河北省危険化学品の総合対策作業の結果を公表.....	6

1. 国の環境政策の動向

1. 廃棄物対策:環境保護部が「原料として利用可能な輸入制限類の固形廃棄物の環境保全管理規定」を公表

12月1日、環境保護部が「原料として利用可能な輸入制限類の固形廃棄物の環境保全管理規定」を公表した。「中国固形廃棄物汚染環境防止法」の改正に従って、環境保護部が当該管理規定を作成した。公表の同日に当該管理規定の実施を開始した。また同時に、「輸入廃鉄鋼の環境保全管理規定」、「原料として利用可能な固形廃棄物の環境保全管理規定」を廃棄する。当該管理規定によると、関連事業者は「原料として利用可能な輸入制限類の固形廃棄物の輸入許可書の申請書」、「原料として利用可能な輸入制限類の固形廃棄物の加工利用企業の環境保全報告」など書類の提出を求めた。

出所:環境保護部

2. 産業基準:工業・情報化部が「鉄鋼構造水性防腐塗料」など 691 件産業基準を許可

12月1日、工業・情報化部が「鉄鋼構造水性防腐塗料」など 691 件産業基準を許可した。691 件産業基準の中に、化学工業産業が 192 件、冶金産業が 13 件、非鉄金属産業が 30 件、機械産業が 212 件、製薬設備産業が 5 件、軽工業産業が 60 件、紡織産業が 80 件、包装産業が 4 件、原子力産業が 2 件、電子産業が 17 件、通信産業が 63 件となり、主な基準は 2018 年 4 月 1 日から実施する予定。また、大型原子力発電ユニットの蒸気タービンの部品に関する基準の改正を公表し、同日に実施を開始した。

出所:工業・情報化部

3. 汚染排出事業者管理:環境保護部が「重点汚染排出事業者名簿管理規定(試行)に関する通達」を公表

12月1日、環境保護部が「重点汚染排出事業者名簿管理規定(試行)に関する通達」を公表した。当該通達によると、地方政府に 2018 年度重点汚染排出事業者名簿の確定・公表、及び環境保護部への名簿情報の送付を求めた。「重点汚染排出事業者名簿管理規定」では、以下のような項目を規定した。そして、同通達では水、大気、土壌、騒音汚染の重点排出事業者の選定条件を明らかにした。

- ✓ 重点汚染排出事業者名簿を水、大気、土壌、騒音及びその他の汚染と言う 5 分類で管理する。
- ✓ 市レベル政府は、当該地方の環境負荷、環境品質改善要求と本規定に設けられた条件を基に、重点汚染排出事業者名簿を作成する。
- ✓ 環境保護部は、全国重点汚染排出事業者名簿情報システムを建設、運営し、市レベル以上の地方政府の環境担当部門は、当該地方の重点汚染排出事業者の名簿情報を維持、管理する。名簿情報は企業名称、位置情報、汚染排出許可書番号、主要汚染物質排出指標などの基礎情報となる。

出所:環境保護部

4.水資源:国家発展改革委員会、国家海洋局が「海島海水淡水化工事実施プログラムに関する通達」を公表

12月5日、国家発展改革委員会、国家海洋局が「海島海水淡水化工事実施プログラムに関する通達」を公表した。当該通達によると、中国十三五計画に提示された 165 件重大工程中に「海島海水淡水化モデル事業の実施」という目標の実現に向けて、海水淡水化の規模化応用を推進するために、国家発展改革委員会、国家海洋局が当該プログラムを作成した。当該プログラムの目標としては、遼寧、山東、青島、浙江、福建、海南など沿海省・市において、3-5 年間に約 100 件の海島の海水淡水化工程の建設と改造改善を推進し、総規模が約 60 万トン/日の達成を初期に計画した。その目標を実現するために、以下のような重点任務を挙げた。

- ✓ 開発のニーズに合わせて水資源の検証を行う。
- ✓ 島の水供給と汚水排出の統合管理を計画する。

- ✓ 海水淡水化技術の技術路線を合理的に選定する。
- ✓ 海島における大中型海水淡水化工程の建設を推進する。
- ✓ 海島における小型海水淡水化工程の建設を推進する。
- ✓ 海島における海水淡水化設備の改善改造を強化する。
- ✓ 海水淡水化の関連工程の建設を同時に推進する。
- ✓ 海水淡水化設備運営へのモニタリングと監督管理を強化する。
- ✓ 資金投資と市場化運営のメカニズムを整備する。

出所:国家発展改革委員会

5. 産業グリーン開発:国家発展改革委員会、工業・情報化部が「石油化学産業のグリーン発展促進に関する指導意見」を公表

12月5日、国家発展改革委員会、工業・情報化部が「石油化学産業のグリーン発展促進に関する指導意見」を公表した。当該指導意見によると、主要目標が産業分布の合理化、産業構成の継続的最適化、革新能力の徐々に向上、グリーン基準を継続的に改善することによって、石油化学産業の資源・エネルギー利用効率とクリーン生産水準を顕著に引き上げ、工業付加価値にあたりエネルギー消費量、CO₂排出量、水使用量を継続的に削減し、排ガス、排水、廃棄物の最終処理、資源化利用率を顕著に引き上げる。また重大汚染源を有効に対策し、COD、NH₃-N、SO₂、NO_x、VOCなど主要汚染物質と有毒有害物の排出強度を継続的に削減する。

出所:国務院

6. 大気汚染対策:環境保護部が「京津冀及び周辺地方の2+26都市における2017年冬季熱供給保障作業に向けた専門査察に関する通達」を公表

12月15日、環境保護部が「京津冀及び周辺地方の2+26都市における2017年冬季熱供給保障作業に向けた専門査察に関する通達」を公表した。当該通達によると、2017年冬季熱供給状況を明確にするため、以下の点について調査する。

- ✓ 京津冀及び周辺地方の2+26都市における住民への熱供給状況が正常か否か、熱供給のエネルギー源状況(天然ガス、電気、石炭)、及び過去の熱供給状況との比較。
- ✓ 天然ガス供給の安定度、十分度、ガス価額優遇政策の実施状況、電気価額優遇政策の実施状況、石炭供給の保障状況。
- ✓ 2+26都市における天然ガスによる石炭代替、電気による石炭代替の作業進捗を確認する。
- ✓ 天然ガス供給不足の原因を調査し、ガス供給企業と政府部門を訪問する。熱供給未保障の状況に対して、地方政府に期限付きで改正を提案し、住民の熱供給を保障する。

出所:環境保護部

7. 温暖化対策:国家発展改革委員会が「2016、2017年度炭素排出報告と審査及び排出モニタリング計画の作成作業に関する通達」を公表

12月15日、国家発展改革委員会が「2016、2017年度炭素排出報告と審査及び排出モニタリング計画作成作業に関する通達」を公表した。全国炭素排出権取引市場の関連作業を実施し、排出割当量配分方法を改善し、データの基礎を強化し、データの品質を確保するために、当該通知の取り組みの実施を求めた。2016、2017年度炭素排出報告と審査及び排出モニタリング計画作成作業の対象範囲に関しては、石油化学、化学工業、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、電力、航空などが重点排出産業となり、その中には2013年-2017年の間のいずれかの年に温室効果ガスの排出量が2.6万トンCO₂e(総合エネルギー消費量が約1万トン標準石炭)以上の企業、及びその他の経済団体が作業対象となる(前述の状況を満たした自家発電所を電力企業として対象に納入する。)。その作業実施のために、対象産業番号、2016(2017)年度企業(及びその他の経済団体)の炭素排出取りまとめ表、2016(2017)年度炭素排出補充データ算定報告フォーマット、排出モニタリング計画フォーマット、排出モニタリング計画審査と排出報告審査の参考指南を同時に公表した。

出所:国務院

8. クリーン熱供給:国家発展改革委員会など 10 部門が「北方地域における冬季クリーン熱供給計画(2017-2021)に関する通達」を公表。

12月20日、国家発展改革委員会など10部門が「北方地域における冬季クリーン熱供給計(2017-2021)に関する通達」を公表した。当該計画では、グリーン熱供給とは天然ガス、電気、地熱、バイオマス、太陽エネルギー、工業余熱、クリーン化の石炭(超低排出)、原子力などクリーン化エネルギーを利用し、高効率のエネルギー利用システムを通じて、低い排出、低いエネルギー消費の熱供給手法を実現し、その過程においてクリーン熱源、高効率輸送配管網(熱網)、省エネ建築(熱利用者)などの部分に対する影響を波及させる。当該計画によると、以下の対策目標を挙げた。

- ✓ 2019年までに北方地区のクリーン熱供給率50%を達成し、7400万トンの散炭燃焼(小規模ボイラー用石炭を含む)を代替する。
- ✓ 2021年までに北方地区のクリーン熱供給率70%を達成し、1.5億トンの散炭燃焼(小規模ボイラー用石炭を含む)を代替する。
- ✓ 北方都市地域の既存省エネ住宅建築の割合を80%までに引き上げる。

出所:国務院

9. 炭素排出取引市場:国家発展改革委員会が「全国炭素排出取引市場建設プログラム(発電産業)」を公表

12月18日、国家発展改革委員会が「全国炭素排出取引市場建設プログラム(発電産業)」を公表した。2017年に全国炭素排出取引体系の起動を確保するために、当該プログラムが策定された。当該プログラムによると、電力産業を切り口として全国炭素排出取引体系を起動し、市場主体を育成し、市場への監督管理を遂行した上で、市場の対象範囲を段階的に拡大し、取引製品種類と取引方式を多様化するという目標を挙げた。そして、全国炭素取引市場の建設が以下のように推進される予定。2011年以前に地域炭素取引モデル事業を実施した地方は、条件を満たした重点排出事業者を段階的に全国炭素取引市場に納入し、統一管理を実施し、地域炭素取引モデル事業の地方は既存の機能を継続的に果たし、条件が成熟したら全国市場に段階的に転じる。

- ✓ 基礎建設期:約1年間で、全国統一のデータ報告・提出システム、登録・登記システム、取引システムの建設を終了する。
- ✓ 模擬運営期:約1年間で、電力産業の割当量の模擬取引を展開し、市場の各要素の有効性と安定性を検証する。
- ✓ 深化遂行期:電力産業の取引主体の間に割当量の現物取引を実施する。取引の目的は汚染排出削減義務の履行のみ、義務履行部分の割当量をオフセットし、余った割当量を次の履行期間に譲渡し、取引する。電力産業の炭素市場の安定運営を前提に、市場の対象範囲を段階的に拡大し、取引製品種類と取引方式を豊富化する。

出所:発展改革委員会

10. 化学物質規制:環境保護部が「中国厳格制限有毒化学品の名簿(2018年)に関する公告」を公表

12月15日、環境保護部、商務部、海関総署(注:税関)が「中国厳格制限有毒化学品の名簿(2018年)」を公表した。当該名簿は2018年1月1日から実施する。「危険化学品安全管理条例」、「化学品初回輸入及び有毒化学品の輸入輸出の環境管理規定」、「POPs汚染物質に関するストックホルム条約」及び関連改正、「水銀に関する水俣条約」など国際条約、及び国家税則の税目番号調整状況に合わせて、「中国厳格制限有毒化学品の名簿」の2018年版を公表した。リストアップされた有毒化学品を輸入、輸出する場合、本公告の規定に従って環境保護部に申告書を提出することを求める。

出所:環境保護部

11. 汚染排出量計算:環境保護部が「汚染物質排出量計算に関わる汚染排出係数と物量換算算定方

法に関する公告」を公表

12月28日、環境保護部「汚染物質排出量計算に関わる汚染排出係数と物量換算算定方法に関する公告」を公表した。環境保護部は「中国環境保護税法」の実施に向けて、汚染排出量計算方法を更新するために、当該算定方法を策定した。当該公告によると、以下三つの項目を規定した。

- ✓ 汚染排出許可管理に納入された火力発電など17産業の汚染排出事業者に対して、「汚染排出許可管理納入の火力発電など17産業に適用する汚染物質排出量計算方法(汚染排出係数、物量換算)(試行)」を採用する。
- ✓ 汚染排出許可管理に納入されないスズ採掘産業などの汚染排出事業者に対して、「汚染排出許可管理未納入産業に適用する汚染排出係数、物量換算方法(試行)」を採用する。
- ✓ 前述二つの算定方法に対象された産業以外の汚染排出量計算方法に関しては、「汚染排出申告及び汚染排出費徴収関連問題に関する通達」など汚染排出費徴収関連規定を参考とした上で、各省レベルの環境保全担当部門は独自に作成し、環境保護部に申告する。

出所: 環境保護部

12. 新エネルギー自動車: 財政部などが「新エネルギー自動車の車両購入税免除に関する公告」を公表

12月28日、財政部、税務総局、工業・情報化部、科学技術部が「新エネルギー自動車の車両購入税免除に関する公告」を公表した。当該公告によると、2018年1月1日から2020年12月31日までに「車両購入税免除の新エネルギー自動車目次」に記載された新エネルギー自動車を購入した場合、車両購入税の納付を免除する。

出所: 国務院

13. 土壤汚染防止対策: 科学技術部などの部門が「土壤汚染防止先進技術設備目次に関する公告」を公表

12月28日、科学技術部など6部門が「土壤汚染防止先進技術設備目次に関する公告」を公表した。「土壤汚染防止行動計画」の実施に向けて、先進土壤汚染防止技術と設備の普及応用を促進し、中国の土壤汚染防止取り組みにおける科学技術のニーズを満たすために、科学技術部など6部門が当該目次を作成した。当該目次は土壤汚染防止技術の改善改造と投資を行う際に、各種の企業、財政投資あるいは産業技術資金、各種類の土壤汚染防止分野の公的・私的基金、及びベンチャー投資機関の参考となることに資する。

出所: 科学技術部

2. 地方の環境政策の動向

1. 環境税: 四川省人大常務委員会が「四川省大気汚染物質と水汚染物質環境保護税適用税額に関する決定」を通過

12月1日、四川省人大常務委員会の審議を通じて「四川省大気汚染物質と水汚染物質環境保護税適用税額に関する決定」を通過した。当該決定によると、四川省環境保護税における大気汚染物質適用税額を3.9元/汚染相当量、水汚染物質適用税額を2.8元/汚染相当量と決定し、2018年1月1日から実施する予定。

出所: 環境保護部

2. 環境税: 上海市人大常務委員会が「上海市大気汚染物質と水汚染物質環境保護税適用税額に関するプログラム」を通過

12月1日、上海市人大常務委員会の審議を通じて「上海市大気汚染物質と水汚染物質環境保護税適用税額に関するプログラム」を採択した。当該プログラムによると、上海市大気汚染物質の適用税額に関しては、2018年1月1日からSO₂、NO_xの適用税額をそれぞれ6.65、7.6元/汚染相当量、その他の大気汚染

物質の適用税額を1.2元/汚染相当量とし、2019年1月1日からSO₂、NO_xの適用税額をそれぞれ7.6、8.55元/汚染相当量に強化する。上海市水汚染物質の適用税額に関しては、COD、NH₃-Nの適用税額をそれぞれ5、4.8元/汚染相当量、第一類水汚染物質税額を1.4元/汚染相当量、その他の水汚染物質の適用税額を1.4元/汚染相当量とする。前述の上海市大気汚染物質と水汚染物質の適用税額は2018年1月1日から実施する予定。

出所:上海財政局

3. 化学物質対策:河北省政府が河北省危険化学品の総合対策作業の結果を公表

12月13日、河北省政府が河北省危険化学品の総合対策作業の結果に関する記者会見を開催した。河北省内に危険化学品の生産・経営事業者が10472社あり、その中営業企業が9553社、生産企業が919社ある。河北省政府が2017年1月から危険化学品安全総合対策実施プログラムを公表し、10分野・40件の対策内容と作業措置を挙げた。河北省政府の担当者によると、河北省における危険化学品産業の合法性審査取り組みにおいては総数で6736社の企業を審査し、その結果7475件の問題を摘発し、1448万元以上の経済罰則を課し、642企業を閉鎖し、400社の企業に生産停止・改善を命じ、46企業の営業許可証を取り消し・留め置く。2017年1月-11月に、河北省で発生した化学工業産業の事故は6件で、10人が死亡したが、大規模事故は発生しなかったといえる。事故発生回数、死亡人数については、同期比で改善となった。

出所:国務院